

## 市会ホームページ意見受付フォームの設置（委員長試案）

### 1 実施方法

意見受付フォームを市会ホームページ上に設け、受け付けた意見等は、次のものを除き、回答を希望するものについて原則回答する。

- ・特定の個人や団体を誹謗、中傷、非難するもの
- ・営利を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・趣旨が不明確なもの
- ・回答先が明らかでないもの

### 2 回答の作成

市会として回答できる意見等に対しては、議長まで確認のうえ回答する。

市会として見解が分かれる意見等に対しては、市会として意見をいただいた旨の回答にとどめるものとする。

### 3 意見等の公表

いただいた意見のうち、他の市民の参考となるような内容や代表的な意見及び回答は、市会ホームページ上に掲載する（本人が公表に同意しているものに限る。）。

### 4 その他

受け付けた意見等は、特定の個人や団体を誹謗、中傷、非難するもの等を除き、月ごとに市会LANに掲載する。